

平成28年 3月

# 宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成28年 3月23日 開会

平成28年 3月23日 閉会

宮古地区広域行政組合



平成 28 年 3 月 宮古地区広域行政組合議員全員協議会

平成 28 年 3 月 23 日（水曜日）

午前 10 時 57 分開議

議事日程

1 報告事項

(1) 議会運営委員会審議結果の報告について

2 協議事項

(1) 宮古地区広域行政組合行政不服審査法施行条例

(2) 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(3) 宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(4) 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(5) 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(6) 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

(7) 磯鶏・小山田トンネル掘削岩の処理について

3 その他

(1) し尿処理施設基幹的設備改良工事事業者選定委員会結果について

(2) 宮古消防署田老分署庁舎建設（災害復旧）事業の完了について

(3) 食肉処理センター施設解体工事実施設計の結果について

出席議員（11名）

1番	坂本	昇君	2番	伊藤	清君
4番	黒沢	一成君	6番	古舘	章秀君
7番	野館	泰喜君	8番	畠山	拓雄君
9番	落合	久三君	10番	尾形	英明君
11番	阿部	吉衛君	12番	菊地	大君
13番	松本	尚美君			

欠席議員（2名）

3番	畠山	直人君	5番	佐々木	重勝君
----	----	-----	----	-----	-----

説明のための出席者

事務局 長	櫻野 甚一君
総務課 長	大久保 一吉君
施設課 長	鈴木 登志美君
消防 長	野沢 浩二君
消防次長兼消防課長	米澤 秀樹君
総務課 長	外館 義博君

◎開 会

- 議長（松本尚美君） 定刻よりも若干早いようですけれども、予定される方はおそろいになりましたので、ただいまから議員全員協議会を開会をいたします。
- ただいまの出席議員は11名であります。
- 定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

- 議長（松本尚美君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員会委員長に審議結果の報告を求めます。
- 落合議会運営委員長。
- 議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。
- 最初に、議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。
- 次に、諸報告で、本年1月に実施いたしました議員派遣について報告いたします。
- 次に、監査委員からの平成27年度定期監査及び平成27年度例月現金出納検査の結果について、その写しをもって報告とするものであります。
- 日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は、12番、菊地大議員、1番、坂本昇議員にお願いいたします。
- 日程第2の会期の決定につきましては、会期は3月23日の1日間ということで本会議に諮って会期を決定いたします。
- 日程第3の予算大綱説明ですが、管理者が議長の許可を得て説明いたします。
- なお、一般質問の通告はございませんでした。
- 日程第4で、議案第1号 平成28年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。
- 日程第5で、議案第2号 平成27年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。
- 日程第6で、議案第3号 宮古地区広域行政組合行政不服審査法施行条例を議題といたします。
- 日程第7で、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。
- 日程第8で、議案第5号 宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
- 日程第9で、議案第6号 宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
- 日程第10で、議案第7号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第16で、議案第8号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（松本尚美君） 落合議会運営委員長の報告がありましたが、これについて何かございますか。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

---

#### ◎宮古地区広域行政組合行政不服審査法施行条例

○議長（松本尚美君） それでは次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり7件でございます。

まずは、宮古地区広域行政組合行政不服審査法施行条例を協議いたします。

事務局の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） それでは、宮古地区広域行政組合行政不服審査法施行条例についてご説明をいたしますので、資料ナンバー3の1ページをお開き願いたいと思います。

本件につきましては、午後の本会議に提案するものでございます。

1の本条例の制定趣旨は、行政不服審査法の施行に伴い、同法の規定に基づき、条例で定める事項について規定しようとするものであります。

2の制定内容ですが、3の1ページをご覧くださいと思います。

第1条は、本条例の趣旨について定めるものとするものでございます。

第2条は、審査請求に係る審査手続における提出書類の写し等を審査請求人等に交付する場合の手数料について定めるものでございます。

第3条から第8条は、審査会に関する規定で、第3条は、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求に係る事件ごとに行政不服審査会を設置する旨を定めるものでございます。

第4条から3の2ページの第8条までにつきましては、第3条に規定する行政不服審査会の組織及び運営に関し定めるものでございます。

第9条は、本条例の実施に関する補則について定めるものでございます。

第10条は、行政不服審査会の委員または委員を退任した者が職務上知ることができた秘密を漏らした場合における罰則について定めるものでございます。

次に、附則ですが、本条例の施行日を法の施行に合わせて平成28年4月1日とするものでございます。

以上が当組合の行政不服審査法施行条例の内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本尚美君） 櫻野事務局長より説明がありましたが、これについて何かご質問等ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） はい、わかりました。  
これについては、午後の提案となります。

---

◎行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（松本尚美君） 次に、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を協議いたします。

事務局の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） それでは、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明いたしますので、資料ナンバー4の1ページをお開き願います。

本件につきましては、同様、午後の本会議に提案するものでございます。

1の制定趣旨は、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものでございます。

2の制定内容ですが、4の1ページをご覧くださいと思います。

第1条は、宮古地区広域行政組合行政手続条例は、新行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定の例によりまして、第3条及び第19条に規定する用語の改正をするとともに、所要の整備をするものでございます。

次に、第2条、宮古地区広域行政組合情報公開条例及び4の4ページの下段、第3条、宮古地区広域行政組合個人情報保護条例の主な改正でございます。

新行政不服審査法において創設された審理員による審理手続について適用除外とするものでございます。新行政不服審査法において創設された審査員制度は、審査請求人及び行政処分をした処分庁のそれぞれの主張を公平に審理できるよう、行政処分に関与した者以外の者から指名する審理員が審理するよう制度化されたものでございます。

行政文書及び個人情報の開示請求に対する処分について不服があった場合は、従来から第三者機関として設置している審査会において審査を行っていることから、新たに設けられた審査員制度を適用する実益がないため、審理員による審理手続は行わない旨を定めようとするものでございます。

その他の規定の改正は、情報公開法及び個人情報保護法の規定の改正の例により、両条例の規定について同様の改正をするとともに、新行政不服審査法の施行に伴い、用語等の整備を行うものでございます。

次に、附則でございますが、第1条は、本条例の施行日を新行政不服審査法の施行に合わせ、平成28年4月1日とするものでございます。

第2項は、本条例の適用区分について定めるものでございます。

以上が条例案の内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本尚美君） 事務局長の説明が終わりました。

何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） じゃ、なければ、次にいきます。

---

◎宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） 次に、宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を協議いたします。

事務局の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） それでは、宮古地区広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、資料ナンバー5の1ページをお開き願います。

本条例につきましても、午後の本会議に提案するものでございます。

1の改正趣旨は、地方公務員法の改正及び行政不服審査法の施行に伴いまして、所要の改正をしようとするものであります。

2の改正内容ですが、5の1ページをご覧いただきたいと思っております。

第3条は、地方公務員法の改正によりまして、任命権者の報告事項に第2号として人事評価の状況、第5号として休業に関する状況、第8号として退職管理の状況を加えるとともに、改正前の第6号中、及び勤務成績の評定を削りまして、同号を第9号とし号を加えたことにより、それぞれの号を繰り下げるものでございます。

次に、第5条は、行政不服審査法の施行により、第3号中、不服申立てを審査請求に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行日を平成28年4月1日からとするものでございます。

以上が当組合の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本尚美君） 説明が終わりました。

何か。

落合議員。

○9番（落合久三君） 端的にお聞きしますが、この改正前の6号、勤務成績の評定、これを削除するという理由は何でしょうか。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 来年度、平成28年度から地方公務員法の中では人事評価とこののをやるということに決まっております。人事評価制度がもう制度化されまして、ここの中でその勤務成績の評定というような部分で公表するというような部分はなくなくなってございます。そのかわり、今人事評価の状況というような部分で等級、新しいほうの改正後のほうですけれども、2号で人事評価の状況というような部分で公表するというような中身になっております。

以上でございます。

○議長（松本尚美君） いいですか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 人事評価を加えることによって、前の6号の勤務成績等の評定は

必要ないというふうにもとれるんですが、この人事評価の状況を任命権者は報告しなきゃないと。この基本的に人事評価といった場合にどういうことが想定されているんでしょうか。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） すみません、ここで公表する中身ということでお答えする中身か、もしくは全体的に人事評価というものがどういうものなのかという部分なのかというところ。

○9番（落合久三君） 後者。

○総務課長（大久保一吉君） 人事評価は、能力評価と業績評価という部分で構成されております。

能力評価というものにつきましては、それぞれのふだんの行動というものを評価するというような中身で、何項目かにその評価項目が設けられております。その中で、段階的に評価をすると。評価者というのは、その課長、それからその上級の者というのが評価をするということで、これが能力評価というような部分になります。

そして、もう一つの業績評価ですけれども、これは個人から目標をいただきまして、目標を4つないし5つという部分で目標を掲げていただきます。その達成度合いによりまして評価をするという中身で、この2つをあわせて人事評価というような部分で来年度から評価をしていくというような状況でございます。

○議長（松本尚美君） いいですか。

あとございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

---

#### ◎宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） なければ、次に、宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を協議いたします。

事務局の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） それでは、宮古地区広域行政組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、資料ナンバー6の1ページをお開き願います。

本件につきましても、午後の本会議に提案するものでございます。

1の改正趣旨は、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

2の改正内容ですが、6の1ページをご覧いただきたいと思っております。

第1条ですが、地方公務員法の改正により、第1条中の引用条項、第24条第6項を第24条第5項に改めるものでございます。

附則でございますが、本条例の施行日を平成28年4月1日からとするものでございます。

以上が条例改正の内容でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本尚美君） 説明が終わりました。

ちょっと意味がわからないんですけども、個人的に。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） これは地方公務員法の改正に伴って、地方公務員法のこの中の第2項というものが削除されました。その内容というものが「前項の規定の趣旨はできるだけ速やかに達成しなければならない」というような中身で、この第2項というのがございましたけれども、これを新たな地方公務員法の中で削除したということで、引用条項が変わったという中身でございます。

○議長（松本尚美君） はい、わかりました。

わかりましたと皆さん大丈夫ですか。これ……

（「わかっていました」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） わかっていましたか、よろしいですね。

---

◎宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を協議いたします。

事務局の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） それでは、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたしますので、資料ナンバー7の1ページをお開き願います。

本件につきましても、午後の本会議に提案するものでございます。

1の改正趣旨は、平成27年8月6日に出された人事院勧告に基づく国の改正内容の例に準じ、一般職の職員の給料月額等の額の改定及び管理職特別勤務手当の支給要件を拡大するとともに、地方公務員法の改正及び行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

なお、改正につきましても、施行日等が異なることから条立てにより改正しております。

2の改正内容ですが、7の1ページをご覧いただきたいと思ひます。

第1条の改正内容ですが、第19条の勤勉手当について、一般職の平成27年12月の勤勉手当の支給割合を現行の100分の75から100分の85に改めるとともに、再任用職員の平成27年12月の勤勉手当の支給割合を現行の100分の35から100分の40に改め、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものでございます。

次に、第2条について説明をいたします。

第1条、趣旨は引用条項の改正でございます。

7の2ページをお開き願います。

第4条の次に、第4条の2として新たに等級別基準職務表を加えるものでございます。第18条の3第2項は、行政不服審査法の施行により引用条項を改正するものでござい

ます。

第19条、勤勉手当、第2項第1号及び第2号は、一般職の勤勉手当の支給割合を平成28年度以降の6月及び12月ともに100分の80に改めるとともに、再任用職員の勤勉手当の支給割合を平成28年度以降の6月及び12月ともに100分の37.5に改めるものでございます。

7の3ページをお開き願います。

第20条の2、管理職員特別勤務手当は、支給要件及び支給額について改定しようとするものでございます。

第21条の2、単身赴任手当、第2項は、手当の月額を2万3,000円から3万円に引き上げるとともに、加算限度額を4万5,000円から7万円に引き上げようとするものでございます。

第21条の3、災害派遣手当、第2項は別表の改正により所要の改正を行うものでございます。

7の4ページをお開きください。

別表第1は、行政職給料表の改正でございます。

7の7ページをお開き願います。

別表第2は、消防職給料表の改正でございます。

7の11ページをお開き願います。

別表の改正で、別表第3を別表第5とし、別表第2の次に別表第3として行政職等級別基準職務表、別表第4として消防職等級別基準職務表を加えるものでございます。

次に、7の12ページをお開き願います。

附則について説明をいたします。

第1項は、各条それぞれの施行期日について定めるものでございます。

第2項は、平成27年12月、勤勉手当の適用期日について定めようとするものでございます。

第3項は、改正前の給与条例に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の勤勉手当の内払いとみなす旨定めるものでございます。

第4項は、平成28年4月1日前に職務の給与を異にして、異動した職員の号級の調整について定めるものでございます。

第5項から第7項は、給料の切替えに伴う経過措置を定めるものでございます。

第8項は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものでございます。

第9項は、期末手当または勤勉手当の支給を一時差しとめる処分の取り消しの申し立てに係る経過措置を定めるものでございます。

以上が条例改正の内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松本尚美君） 説明が終わりましたが、何かございますか。

落合議員。

○9番（落合久三君） ちょっと私が読みこなせれないでいるんだと思うんですが、7の1ページの第1条の（2）前項の職員のうち再任用職員云々、12月に支給する場合においては100分の40を乗じると。7の2ページのほうは、7の2ページの左の一番下、

(2) 前項の職員のうち再任用職員云々は100分の37.5を乗じてという、この2.5%違うんですが、ちょっと私か読みこなせれないでいるのかどうか、なぜ再任用職員等の場合の7の1ページと7の2ページで差があるのか、ちょっと説明してください。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） まず、先ほど局長のほうで申し上げましたけれども、第1条と第2条の施行日が違うということでございます。

第1条につきましては、公布の日から施行して27年12月1日から適用すると。まず、12月分の支給は、今、第1条で定められた中身で12月分の勤勉手当について支給したいと。来年以降につきましては、第2条でもって支給をいたしますということになります。よろしくお願いいたします。

○議長（松本尚美君） よろしいですか。

○9番（落合久三君） はい。

○議長（松本尚美君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 7の3ページなんですけれども、21条の2の単身赴任手当が2万3,000円から3万円に上がっているんですけれども、単身赴任者は何人ぐらいいるのかと、その下の部分で……

○議長（松本尚美君） 一問一答で。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 単身赴任のほうにつきましては、人数は消防で今1名でございます。来年から2名の予定でございます。

○議長（松本尚美君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 下にいくんですけれども、加算額が距離に応じてとなっているんですけれども、4万5,000円から7万円に上がっているんですけれども、この規定で定める距離というのは何キロメートルで、それが今回大幅に上がった理由と、この加算額というのは、いわゆるその間の交通費という意味なんでしょうか。

○議長（松本尚美君） 人事評価の関連か。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 下の後段については、まずちょっと勉強不足で今規則でつくっているところなんですけれども、この金額が上がった部分というところなんです、これは国のほうでもう既に4万5,000円から7万円というところで定めております。宮古市もそのように定めていまして、我々は宮古市の給料に準じておるわけなんですけれども、今回そのように定めると。

先ほど後半のほうでご質問がありました何キロまでがどうなのかと言われるのは、ちょっと今掌握しておりません。規則で定めるような形で今つくっているところでございます。ちょっと申しわけないんですけれども、これでご勘弁願いたいと思います。

○議長（松本尚美君） 黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 山田のほうには単身赴任とかはないので。単身赴任は見たことがないというようなことで、まず聞いてみたんですけれども。この加算額というところは、距離に応じてというところは、何かいまいわからないというか、どういう手当なのか

などということがわからない。後でいいので、わかりましたらお願いします。

○総務課長（大久保一吉君） すみません。どうぞよろしくお願いします。

○議長（松本尚美君） あとございますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） ないですね。

---

#### ◎宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） それでは次に、宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を協議いたします。

事務局の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） それでは、宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例について、資料ナンバー 8 と 8 の 2 でご説明をいたします。

本条例の改正は、本会議に提案するものでございます。

初めに、資料ナンバー 8 をご覧願います。

表紙をおめくりいただきまして、第 1 の改正趣旨でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、国の火災予防条例の例の一部が改正されたことから、宮古地区広域行政組合火災予防条例について所要の改正をしようとするものでございます。

第 2 の条例の内容でございますが、（1）はグリドル付こんろに係る離隔距離について別表第 3 に追加するとともに、従前から同表において規定されているこんろ及びグリル付こんろと同様の離隔距離とするものでございます。

（2）は、最大出力値が 5.8 キロ、1 口当たりの最大入力値が 3.3 キロワットである電磁誘導加熱式調理器及びその複合品、複合品はこんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器具のものに限りませんが、それに係る離隔距離について別表第 3 に追加するとともに、従前から同表において規定されている電磁誘導加熱式調理器及びその複合品と同様の離隔距離とするものでございます。

（3）は、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

第 3 の施行日は、平成 28 年 4 月 1 日からとするものでございます。

次に、資料ナンバー 8 の 2 をご覧願います。

改正後と改正前についてご説明をいたします。

まず初めに、5 ページ、5 ページの一番下のところから 6 ページにかけて厨房設備というのがございます。よろしいでしょうか。

この設備で、改正前はドロップイン式こんろとキャビネット型グリル付こんろとなっていたものを、ドロップインを組込型に表現を改め、組込型とキャビネット型それぞれにグリドル付こんろを加え、離隔距離についても指定するものでございます。組込型とキャビネット型それぞれにグリドル付こんろを加える、距離についても定めるものでございます。

次に、13 ページ、13 ページから 15 ページにかけて左側のほうについています調理用器

具というのがございます。それで……

（「電気の次になるの」と呼ぶ者あり）

○消防長（野沢浩二君） 13ページから15ページにかけて右側のほうに調理器具という部分がございます。調理用器具です。調理用器具というのがございます。

（「調理用機器か」と呼ぶ者あり）

○消防長（野沢浩二君） 調理用器具です。器具がございます。よろしいでしょうか。

この調理用器具の中で、13ページの上と14ページの中ほどにバーナーが露出という部分がございます。この部分についても、グリドル付こんろを加えるというものでございます。バーナー露出という部分でございますが、これについてもグリドル付こんろを加えるというものでございます。

次に、16ページから17ページにかけてございますが……

○議長（松本尚美君） 横のほう、8の2。

○消防長（野沢浩二君） よろしいでしょうか。

16ページから17ページにかけて、改正前の右側の表では電気こんろ、それから電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器となっております。それぞれに不燃以外と不燃の部分がございます。その3つの機器を1つにまとめ、右側の表でございますが、電気調理用機器とし、それから所要の改正をしたほかに、入力5.8キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器を追加するものでございます。

また、備考欄については、注釈の番号がこの表全体で続き番号でなっていたものを設備、機器の項目ごとの番号に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（松本尚美君） いいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

---

#### ◎磯鷄・小山田トンネル掘削岩の処理について

○議長（松本尚美君） それでは次に、磯鷄・小山田トンネル掘削岩の処理についてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） それでは、資料ナンバー9をご覧いただきたいと思います。

磯鷄・小山田トンネル掘削岩（ヒ素含有）の処理についてご説明をいたします。

この件につきましては、昨年10月20日の議員全員協議会で報告させていただきましたが、それ以降の状況について報告したいというふうに考えております。

経過につきましては、三陸国道事務所から宮古盛岡横断道路事前調査においてトンネルの一部から自然由来のヒ素が確認され、その処分先について組合の所有地を候補地としたいとのことでありました。このことから、最終的には財産の売り払いになる可能性もあることから、主管課長会議、組合参事会、組合全員協議会に報告してきたところであります。

その後、1月13日に三陸国道事務所から正式に協議がありました。内容は、組合所有

地を埋立地として買収したいとの内容であります。

三陸国道事務所の方針は、1つはヒ素を含む掘削岩は管理内の同様工事でも出ており、処理方法は工事区間内の埋め立てにより国が管理する方法で進めていること、現に今回、小山田トンネル工事から発生する約1,200立方メートルは、トンネルインバート内に埋め戻すこととしております。しかしながら、磯鶏トンネル側の1万5,000立方メートルにつきましては、工事区間内の処理は困難なことから、新たに埋め立て場所を確保しようとするものでございます。

2つ目は、埋め立て場所の候補地は、組合所有地のほかに2カ所あったと聞いておりますが、発生場所から遠隔地にあることや水が出やすい地形だったことから、当組合所有地が国の所有地と隣接していることもあり、管理が容易であると判断し、適地と判断されたものであります。

次のページに移りまして、2の位置ですが、別紙第1の位置図をご覧くださいと思います。

左側に磯鶏トンネル要対策土と矢印があるピンクの丸の中となります。住所は宮古市千徳第14地割71-1、地目は山林です。

次のページの別紙第2をご覧ください。

1の拡大写真を添付しております。赤く囲ったところの平場の部分が約3,300平方メートルあります。

3の管理方法は、次のページの別紙3の図2になりますが、掘削岩を遮水シートで覆い、遮水シートの上に盛り土を施しまして、盛り土としたところには水位を確認するための観測井を設置する、そして盛り土の下方方向、図では右側に地下水のモニタリングを行うための観測井を設置することとしております。

2ページに戻りまして、4の今後の予定ですが、予定地の地形測量を平成28年度中に行いまして、実施設計と用地取得を平成28年度内に実施したいとの方針が示されております。

以上がこれまでの経緯、経過と今後の取り組みですが、組合といたしましては三陸国道事務所と具体的な協議に入りたいと考えておりますので、協議の内容につきましては、逐次報告しながら事業を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（松本尚美君） 説明が終わりましたが、何かございますか。  
ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

---

#### ◎し尿処理施設基幹的設備改良工事事業者選定委員会結果について

○議長（松本尚美君） それでは次に、その他ということなんですか。その他ですね。

し尿処理施設基幹的設備改良工事事業者選定委員会結果について、事務局の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） それでは、し尿処理施設基幹的設備改良工事事業者選定委員

会結果について報告いたします。

資料ナンバー11の1ページをお開き願います。

1の事業者選定委員会の設置でございます。

組合は事業者選定に当たり、審査を専門的知見に基づいて実施するため、学識経験者2名を招聘し、次の8名で構成する事業者選定委員会を設置いたしました。

2の審査方法は、資格審査と技術審査で構成し、実施しました。

資格審査は、参加表明者の資格要件の確認を行い、資格要件を満たすことが確認された参加表明者だけが技術審査を受けることができるものとし、技術審査は、基礎審査、非価格要素審査及び価格審査で構成し、基礎審査では組合の要求する水準を満足するものであることの確認を行うものとし、非価格要素審査及び価格審査では参加資格者の提案内容を点数化するものとしたしました。

2ページをお開きください。

3の事業者選定委員会等の開催状況でございます。

平成27年7月6日に第1回事業選定委員会を開催し、し尿処理施設基幹的設備改良工事の整備概要、2回目以降の委員会の進め方などを協議しております。

10月26日に開催しました第2回事業者選定委員会では、事業者選定の進め方、参加資格要件、技術提案の評価項目と配点、技術と価格の配点割合をどのようにするか決定しております。

第3回の事業者選定委員会では、参加資格者、応募のあったメーカーのヒアリングを実施し、非価格要素審査、価格審査、総合評価を行い、最優先交渉権者を決定いたしました。

3ページの4の審査結果でございます。

(1)の参加表明者につきましては、11月4日に公告及びプロポーザル実施要領の公表を組合ホームページ上において行いました。その後、株式会社クリタスとクボタ環境サービス株式会社の2者から参加表明書の提出を受けました。

次に、(2)の資格審査におきましては、平成27年12月18日までに資格審査申請書の提出を受け付けたところ、株式会社クリタスから資格申請書類の提出がありました。当初、参加表明いたしましたクボタ環境サービス株式会社は辞退をいたしました。

組合は、提出されました書類に記載された内容が公告時に提示した参加資格要件を満たしていることを表の2の資格審査結果のとおり確認をいたしました。

4ページをお開き願いたいと思います。

(3)技術審査の①基礎審査になります。

組合は、参加資格者から提出のありました技術提案書類に記載された内容が、組合の要求する水準を満たしていることを表3、基礎審査結果の項目により確認しております。

②の非価格要素審査は、組合が要求する水準を満たすことはもとより、要求水準を達成するための具体的な方法及び創意工夫やノウハウ等の提案内容を審査いたしました。

具体的には、表4に示す評価項目の点数化方式に従って、選定委員会の合意によりAからCの3段階評価を行い、参加資格の提案内容を点数化いたしました。

その結果は、5ページの表の5に示すとおりでございます。

非価格要素審査の配点を60点満点として、評価項目の1、施設計画・プラント計画、2、環境対策、3、運営・維持管理、4、地域貢献の4分類9項目の評価を行い、点数化いたしました。

結果は、非価格要素審査点数は60点中45点の評価となりました。

6ページをお開き願いたいと思います。

3の価格審査でございます。

組合が提示いたしました見積もり限度額、税込み10億9,620万円に対し、参加表明者から提出された価格、提案書に記載された金額が表6にあるとおり、10億9,382万4,000円の提示がありました。提案価格が見積もり限度額を下回っていたことから、価格審査点は満点の40点となりました。このことから、総合評価といたしまして、非価格要素審査点45点と価格審査点40点の合計から、総合評価点は85点と高い評価となりました。総合評価の結果から、株式会社クリタスを優先交渉権者として特定をいたしました。

7ページには、事業者選定委員会による非価格要素審査の総評を掲載しておりますが、優先交渉権者に対しては、今後想定される浄化槽汚泥量の増加に伴う運転条件の変動についても安定した運転ができるように配慮すること、工事期間中の安全確保や工事後の施設見学者を含む歩行者や車両への配慮、温室効果ガスの削減提案を確実に履行すること、工事後における定期点検・整備業務など地元貢献に果たすよう配慮すること、工期については遵守することなどが各委員から要望として出され、総評としてまとめられております。

8ページには、非価格要素審査の評価項目に対する評価内容を一覧表にしておりますが、説明は省略させていただきます。

なお、プロポーザル審査公表につきましては、平成28年3月7日、組合ホームページで公表しております。

以上がし尿処理施設基幹的設備改良工事事業者選定委員会の結果でございますが、平成28年度当初に仕様書を確定し、見積もり徴収の上、工事請負契約を締結する予定としております。この契約は、議会の議決が必要となりますので、5月頃に臨時会を招集するというふうに予定して進めたいというふうに考えております。

以上が報告といたします。

○議長（松本尚美君） 説明が終わりました。

何か質問等ございますか。

落合議員。

○9番（落合久三君） この株式会社クリタス、本社はどこでしょうか、本社の置いてある住所。

○議長（松本尚美君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 株式会社クリタスの本社は東京になります。営業所につきましては、宮城県仙台市でございます。

○議長（松本尚美君） いいですか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 6ページの見積もり限度額10億9,620万と。

○議長（松本尚美君） 限度額だね。

○9番（落合久三君） そうですよ。そこだけではないんですが、ちょっと質問の順序を間違えました。

この非価格要素審査を60点にして、6ページの価格審査を40点にして、非価格と価格合わせて100点、それで結果として総合評価点が85点だったということでクリタスにということなんですが、そもそも非価格要素の点数を60点、価格審査を40点というふうにしたの理由を最初教えてください。

○議長（松本尚美君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） この基幹改良工事という特殊な部分がございます。それで、それにあわせて組合が要求します仕様、いわゆる基準等にそれぞれのメーカーから公募により、メーカーからのそれぞれのノウハウ等を重視したいという部分がございます。ですので、その非価格要素については60点という、いわゆる非価格要素の方の割合を高くしております。

○議長（松本尚美君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 非常に俗っぽく言えば、私が言うのがちょっと違うのかもしれませんが、非価格要素、価格要素、50対50ではだめだったんですか。なぜ非価格要素を60点にしたのかというのが今の答弁、説明だけでは、もうちょっとわかりかねるんですが、そっちに重きを総体的に置いたという理由をもう一度簡潔でいいですか。

○議長（松本尚美君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） いわゆる今の環境基準あるいは公害防止等も含めて、それらについても基準を安全にクリアできるという部分を重視しております。その部分で、水を処理する部分での安全対策というのを重視しているという形でございますので、この部分を割合を高くしていました。

○議長（松本尚美君） 落合議員。

○9番（落合久三君） もう一つ。

この非価格要素の最後、4、地域貢献、ここが5点になっていて、結果は3.75点ということだったようですが、ここで言う地域貢献、地元波及効果、地元企業との連携、これは端的に言えばどういうことを発注者として重視をしたのかという中身をちょっと説明してください。

○議長（松本尚美君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） まず1つは、地元からのその部材等の購入というのが1つございます。あとは、地元業者を下請等に採用するといった部分でございます。特に、今回の場合は配管等がございますので、そういった、工事の内容とすれば、まず軽微な部分の工事もあるので、地元の雇用、それから地元の業者の採用というようなことがございます。

○議長（松本尚美君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 最後にしますが、部材の購入等も地元からという、今答弁があったんですが、これはどの程度を発注者とすれば考えているかという、もし構想なり意図があったのであれば、それもあわせて答弁願います。

- 議長（松本尚美君） 鈴木課長。
- 施設課長（鈴木登志美君） 数量等については、端的に申し上げできないんですけども、いわゆる配管、水処理に係る配管等の鋼材等については、あとはボルト等、そういった部分については地元からの調達をお願いしたいと、お願いできるだろうというふうに思っています。
- 議長（松本尚美君） いいですか。
- 9番（落合久三君） はい。
- 議長（松本尚美君） 坂本議員。
- 1番（坂本 昇君） 5ページの環境対策の点で、法的に温室効果ガスを3%以上というふうなことで、これが10点で言いたいところですけども、これも7.5ですか。
- 議長（松本尚美君） 鈴木課長。
- 施設課長（鈴木登志美君） ここで温室効果ガス3%以上というのが一つの基準になってございまして、今回メーカーさんから出されました数字が8.38という、この削減率の数字で、私どもは、それはもう少し高い数字を要求はしておりましたけれども、もうこれが限界だろうということで、委員会の中でもそういった議論がございましたけれども、ここについては、この点数の評価ということでございました。
- 議長（松本尚美君） 坂本議員。
- 1番（坂本 昇君） 総じて75%で一律になっているので、やっぱりどこかは最低でも3%をクリアしていると。これが法的にもいいといたら、10点でもいいのかなと。平均点が7.5で、余りにも画一的かなと思っていたのでの質問でした。  
終わります。
- 議長（松本尚美君） あとございますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

---

#### ◎宮古消防署田老分署庁舎建設（災害復旧）事業の完了について

- 議長（松本尚美君） じゃ、なければ、次に、宮古消防署田老分署庁舎建設（災害復旧）事業の完了について、事務局の説明を求めます。  
野沢消防長。
- 消防長（野沢浩二君） それでは、宮古消防署田老分署庁舎建設（災害復旧）事業の完成に伴っての庁舎移転についてご説明をいたします。  
資料ナンバー12をご覧ください。  
表紙の中央に写真がございしますが、完成した田老分署を正面から写したものでございます。  
田老分署は、昭和49年の組合消防の発足と同時に建築され、昭和50年3月から平成23年の東日本大震災で被災するまで使用しており、被災後は宮古市役所田老総合事務所の3階を借り受け、業務を行ってまいりました。今年度、消防防災施設災害復旧補助金を活用し、今月、3月15日に完成をいたしました。庁舎は防災拠点施設として信頼性、耐震性、停電時などにも対応できる必要な機能を備えているものでございます。また、職員や消防団の訓練、救急講習などにも対応できるスペースを確保しており、出動の際、

安全かつ迅速に出動できる車庫スペースの確保、それと24時間体制で勤務する職員の執務のスペースや生活スペースを機能的に配置しております。

表紙をめくっていただきまして、施設の概要でございますが、所在地は宮古市田老三王一丁目1番2号、名称は宮古消防署田老分署、敷地面積でございますが、2,179.59平米、構造は鉄骨づくりの平家建てで、延べ面積は400.1平米となっております。建築に係る総事業費は1億6,866万4,680円となっております。新庁舎での業務開始は、あす3月24日を予定しております。

間取りについては、平面図をご覧をいただきたいと思っております。

写真は、事務所と車庫でございます。

移転場所については、隣のページの地図をご覧いただきたいと思っております。

議員の皆様には、既にご案内を差し上げておりますけれども、落成式を4月15日を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（松本尚美君） 落合議員。

○9番（落合久三君） この冒頭の部分、高い耐震性が確保されたという記述があるんですが、I s 値は幾らの建物になったんでしょうか。わかりますか、わからなければ、後でいいです。

○議長（松本尚美君） わかりませんか。

（「すみません、後で。申しわけございません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） いいですか、あと。

（「はい」と呼ぶ者あり）

---

#### ◎食肉処理センター施設解体工事実施設計の結果について

○議長（松本尚美君） 最後かな、食肉処理センター施設解体工事実施設計の結果について、事務局の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） それでは、食肉処理センター施設解体工事実施設計の結果について報告いたします。

資料ナンバー14をご覧いただきたいと思っております。

本業務につきましては、平成27年8月19日に指名競争入札を行った結果、7者が応札し、税込み297万円、落札率55.84%で、株式会社久慈設計が落札したものでございます。

平成27年12月24日に宮古市建築住宅課の立ち会いのもと、完成検査を行ってございます。解体工事費の見込み額は、税込みで本館棟ほか解体分として2億7,696万1,000円、病畜棟が789万4,800円、合わせて2億8,485万5,800円となりました。

なお、完成検査時の確認事項として、下段のほうに①から⑧のことについても確認をしております。

この結果を踏まえまして、補助金適化法による財産処分を含め、岩手県との協議が必要となることから、県内のこういった同等の状況等の調査もした上で、今後対応していきたいというふうに考えております。

なお、当面は現行のとおり、病畜棟につきましては、圏域の死亡牛等の一時保管庫として宮古地方農業振興協議会に貸し付けをして使用することといたしております。

以上が報告となります。よろしくお願いいたします。

○議長（松本尚美君） 説明が終わりました。

落合議員、どうぞ。

○9番（落合久三君） 仮に解体、いつ解体するかによりますが、補助金返還は生じますか。

○議長（松本尚美君） 大久保課長。

○総務課長（大久保一吉君） 現在のところ、生じるというように見込んでおります。

○議長（松本尚美君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 参加会はやったから今日なんだよね。参加会では、これは端的に言えば解体やむなしと、そうだとすればいつごろという、そういう議論にはなっているものでしょうか。

○議長（松本尚美君） 櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） 参加会に報告いたしましたけれども、その中では金額等の部分も含め、補助金等の特定財源も見込めないということで、当面は具体的にその廃止、解体を急ぐべきではないだろうというふうなお話をいただいております。

なお、この件につきましては、実はこの施設は昭和61年9月8日に農用地開発公団事業で行いまして、当時譲り渡し契約書を岩手県知事と宮古下閉伊食肉処理組合で締結しております。その中の処分の制限というのがありまして、この中で、いわゆる甲の同意を得ないでということは、県の同意を得ないで、解体もしくは譲渡、交換、貸し付け、担保に供してはならないという部分もございます。そういった中で、これから具体的に県のほうと組合として解体するという方向性を出して協議をすることになれば、かなりの時間も要するだろうというふうな感覚を持っております。ということで、先ほど説明したとおり、県内の当時、北上山系開発で整備した施設のその廃止等の状況等も調べた上で取り組んでいきたいという内容で考えております、現時点では。

○議長（松本尚美君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 喫緊に解体するとすれば、補助金返還が生じると。生じないような時期というのは、あと何年ぐらい待てば生じなくなりますか。大事なことなので、聞いておきます。

○議長（松本尚美君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 本館棟が一番耐用年数が長くなります。45年で、あと15年ございます。

○9番（落合久三君） はい、わかりました。

○議長（松本尚美君） あとございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 個別的に私は後で聞きますが、なければ以上で終わります。

あと、何もないようでしょうか。

（発言する者なし）

---

◎その他

○議長（松本尚美君） お昼時間になりましたけれども、全員協議会の場で今日お二人欠席でございますけれども、すみません、私からちょっとまた提起をさせていただきたい部分があります。

その前に、議員の研修会で先進地視察ということで、2カ所見てきました。大変ご苦労さまでございました。

それぞれ勉強になったかなというふうに思っておりますが、当組合でその方向性、まずまだ見つけられていない状況でございますが、そういった方向性も確認ができたのかなというふうに思っています。

それから、ご案内のとおり、何回もお話ししておりますけれども、構成市町村の皆さんの実際、今、仕事、人、物、地域創生ですか、そういった課題に取り組んで、それぞれ国に対応といたしますか、申請等々やられていると思っておりますけれども、やはり広域的な対応という部分も、当然必要になってくる部分もあるというふうに思います。ですので、行政全般について、広域行政組合は一部事務組合なんですけれども、今後どういった連携が可能かどうかという部分も、やはり追求していかなければならないのかなというふうに思っていました。

そういったテーブルといたしますか、機会をどういう形で進めていくのかなというふうに悩んでいるんですけれども、何せ広い地域ですので、そういった集まりを持つのもなかなか大変だなというふうに思っていました。何かそういった部分で、こういう限られた時間ですので、時間かけていられないんですけれども、何か意見があれば、ちょっとヒントいただければありがたいかなというふうに思っていました。いかがでしょうか。

○7番（野館泰喜君） 岩泉町で出ているのは、観光関係においては、やっぱり今後そうやって取組むべきではないだろうかという意見は多々出ております。したがって、その観光関係から足がかりというか、あるのかなという思いも個人的にはしています。

○議長（松本尚美君） 今、観光関係がポイントだということで、岩泉町さんではそういう話が出ているということですが、欲張るというわけじゃないんですけれども、トータル的にいくと、もう結構範囲が広いと思うんですね、この地域振興という大ざっぱな部分でいっても。あとは、隣接する部分、飛び地の部分というのも当然出てきますから、連携するポイントがそれぞれケース・バイ・ケースもあり得るのかなというふうに思います。ただ、今広域的に観光ポイントということですから、それも一つの切り口かなというふうに思っています。

それをどういう場で、どういうふうに我々が中心になってやるのか、情報共有できるのか、そういった方向性をどう探っていくのかということですね。どういう場合を持ってやっていけばいいのかなというのは、なかなか悩むところなんですよね。どうでしょう。

○1番（坂本 昇君） 今のやつでも、実際に動いている部分もトレイルであり、ジオパークであり、観光、それから三陸沿岸の旅館組合主体でも動いているんですが、ここの

ところに広域としては、何ら一切今でもかかわっていないものですから、何かそういうところでの、向こうもこちらのほうを見てもらえるようなこともあれば、少しでも前に行くのではないかなという、別個に進んでいるというのがそのとおりなものですから。ですので、単一市町村でいって、そこでトレイルでもびたっととまって、次は次の自治体がやるものですから、そのところ、この広域がかかわってくれば、スムーズに行くのではないかなというところも多々あるのではないかと思って、その場所をいつにするのかというのは、まだ私も明確ではないんですけども。

○議長（松本尚美君） この全協イコール構成市町村からの皆さんが構成されていますので、このメンバーで意見交換の場をつくりながらやっていくのがいいのかなというふうには思うんですよね。

それぞれの地域の課題、それって大体共通しているのかな、共通部分でどういう形で、どういう場を設定して、意見としてまとめられるというか、政策というか、そういった具体的な裏づけがある財源、じゃ、どうするかとかなんとかということだけではなくて、こういう方向で、こういう流れの中でやればいくのかなというところまでできればいいのかなというふうには思うんです。提言の部分ですね。

どうでしょうか、そういう場を持つということで、新年度、皆さんお忙しいとは思いますが、ポイントをつくりながら、そういう機会をつくっていききたいなということでもよろしいですか。だめでしょうか。

○9番（落合久三君） さっき5月ごろ臨時議会云々という話、事務局からあったから、そこら辺に向けて、少し……

○議長（松本尚美君） そういう機会も活用しながらでしょうね。

今度5月に臨時会があるということですから、それに合わせて皆さんどうですか、ちょっと持ち寄っていただいて、そこでまとめるということじゃないんですけども、どういう取り組みがいいかというのがあれば。

○9番（落合久三君） ざっくりばらんな意見交換をやる、まずやるところからやったら。

○議長（松本尚美君） 持ち寄っていただければいいかなというふうに思います。

それぞれまた皆さんは、構成というか、所属する議会でちょっと意見聴取もしていかなきゃならないのかなというふうには思いますが、まずこれは新年度第1回目は、そういった臨時会の場を活用してということでもよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） じゃ、それを見ながら、先考えていきたいというふうに思います。

---

### ◎閉 会

○議長（松本尚美君） じゃ、ちょっと長くなりましたが、申しわけございません。

議員全員協議会を閉じたいと思います。

ご苦労さまでした。

午後 0時09分閉会

---